

## 栗東市立学童保育所 Q & A

Q 運営は？

A 栗東市立学童保育所は、指定管理者として社会福祉法人栗東市社会福祉協議会が運営しています。

Q 何年生まで預けられますか？

A 1～6年生まで全ての小学生が対象となります。

Q 夏休み等、長期休みだけ預けることはできますか？

A できません。

栗東市立学童保育所は、『栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例』および『栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する規則』により短期間の保育は実施できません。

Q 途中で退所しても、再入所することができますか？

A 基本できません。

退所された時と状況が変わっていると証明された場合、再入所できることがあります。

Q 月の途中での入退所の場合、保育料はどうなりますか？

A 日割りの設定はありませんので、月途中で入退所されても1月分の保育料がかかります。

Q 兄弟姉妹が入所した時、保育料の軽減はありますか？

A 申請により長子・中間子の保育料より2,000円/月を減免します。

例) ①1年生と3年生の兄弟姉妹の場合、3年生の保育料より2,000円/月を減免。

②1年生と3年生と6年生の兄弟姉妹の場合、3年生と6年生の保育料より各2,000円/月を減免。

Q 保育料を軽減する制度はありますか？

A 生活保護法による被保護世帯および、①市民税・県民税が非課税（市・県民税の均等割りのみ課税）の世帯、②ひとり親・在宅障がい児(者)の世帯等①②が全て該当する世帯（①は同一住所に居住する者全員が該当しなければなりません。また、対象者が均等割りのみ課税の場合は、それ以外の同一住所に居住する者全員が非課税でなければなりません。）は、家庭の事情減免が申請により受けられます。

保育料の1/2（市・県民税の均等割りのみ課税の世帯は、保育料の1/4）を免除します。

申請書類は、「栗東市立学童保育所入所承認決定通知書」に同封します。

Q 運動会の振替休日等、通常の休み以外で学校が休みのときは預けられますか？

A 学校全体の行事に限り、8:00（延長の場合7:30）から18:00（延長の場合19:00）まで一日保育を行います。

Q インフルエンザなどで学級閉鎖になった場合、元気な子どもは保育してもらえますか？

A 基本的に学校の対応に準じます。学級閉鎖が出た場合には、その学級の児童は、お預かりすることができません。また、はしかや風疹、おたふく風邪などの法定伝染病にかかった場合も同様です。

Q 台風等で休校になった場合、学童保育所はどうなりますか？

A 基本的に学校の対応に準じます。

①7:00の時点で暴風警報等が発令され、学校が休校になる場合、学童保育所も休所とします。

②学校にいる間に警報発令が必至と判断され下校される場合も、学童保育所は休所とします。但し、12:00現在で警報が解除された場合、午後1時より開所します。※指導員による学校への迎えは行いません。

Q 指導員はどんな人ですか、また、指導員は何人いますか？

A 各学童保育所には、『栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する基準』に基づき、児童の人数に応じ指導員を配置しています。また、県知事が行う研修を修了した常勤指導員2名を必ず各所に配置します。

Q 子どもがガラスを割ったり、指導員のメガネ等を壊した時などは保護者が負担するのですか？

A 基本的に保護者にご負担願います。

Q 勉強は教えてもらえますか？

A 学習の時間は設けますが、塾ではありませんので基本教えることはありません。

Q 新1年生はいつから登所できますか？

A 4月の最初の開所日から登所できます。ただし、年度はじめの平日は指導員の異動等運営上の理由により希望者のみをお預かりする希望保育とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

Q 保護者が求職中でも入所することはできますか？

A できません。

『栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例』および『栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する規則』により、入所することはできません。

Q 学童保育中に体調不良になったり、怪我をしてしまったら？

A 学童の保育中に発熱や体調を崩してしまった場合、指導員より保護者に直接連絡をさせていただきます。

お迎えに来られるまでお預かりしますが、病院には保護者に連れて行っていただくため、早めのお迎えをお願いします。

緊急の場合は保護者に確認後、先に病院に連れて行く場合があります。

保育中の怪我に関しては、傷害保険にて対応します。

Q 学童保育所で、子どもたちはどのように過ごしていますか？

A 各所により若干内容が違いますが、基本、宿題等を行う学習の時間、おやつ時間、自由に遊ぶ時間等を設けています。

また、社会力や生活力をつける活動として調理実習や遠足、芸術鑑賞（観劇）、他所と合同でスポーツ大会等を実施しています。

Q 保育料の引落ができなかった場合はどうなりますか？

A 保育料は当月払いです。毎月27日（土日、祝祭日の場合は翌営業日）に登録いただいた口座より引き落としします。27日に引き落としできない場合、納付書をお渡しますので、当該翌月27日までに金融機関からの振込（振込手数料は保護者負担となります。）か栗東市社会福祉協議会事務局まで直接お支払いください。当該翌月27日までに入金を確認できない場合、当該翌月末日を持って退所いただきます。ただし、3月については、3月末日までに入金を確認できない場合、3月末日で退所とし、翌年度は入所できません。

Q 保護者会はありますか？

A 保護者会は、各学童保育所単位にあります。運営は、任意団体として保護者により行われているため、社会福祉協議会とは別団体となります。